

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-10-1
処分の種類	創業支援センターによる支援の取消し			
根拠法令条例等・条項	長野県創業支援センター支援要綱第9条			
処分の概要	創業支援センターの支援を受けるに相応しくないと認められる者に対する支援の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の各号のいずれかに該当するとき、創業支援センターによる支援を取消することができる。</p> <p>(1) 1月以上にわたり支援を受けないとき。</p> <p>(2) 自主的に研究開発をしようとする意欲及び能力がないと創業支援センター所長が認めるとき。</p> <p>(3) その他支援に支障をきたすと創業支援センター所長が認めるとき。</p> <p>なお、創業支援センターの支援対象者が上記の各号のいずれかに該当するときは、創業支援センター所長は事前に書面により通告する。</p>			
基準の制定根拠	—			